

令和6年(ワ)第5849号 地位確認等請求事件

原告 松竹伸幸

被告 日本共産党

原告第5準備書面

2025年2月20日

東京地方裁判所 民事第37部甲合議E係 御中

原告訴訟代理人弁護士 平 裕 介

同 弁護士 伊 藤 建

同 弁護士 佃 克 彦

(連絡担当) 同 弁護士 堀 田 有 大

原告は本書面で、被告の準備書面(2)の第5(26頁以下)に対して反論をする。

第一 同1(26~27頁)に対して

ここにおける被告の主張は、審判の対象外の事項について縷々述べているに過ぎず、本件の帰趨に関係がない。

第二 同2(27~30頁)に対して

一 同(2)(27頁に対して)

被告はここで、甲6の1~6の5につき、「内容的に一連のもの」だと言うが、だから何だというのか？

「内容的に一連」だというのは被告による単なる非法律的な感想に過ぎず、それがいかなる論点に関して法的にどのような意味を持つのかを論じない限り、主張として意味がない。

二 同(3) (28～30 頁に対して)

- 1 被告はここで、「言論の応酬」に関する判例として 1963 (昭和 38) 年最 3 小判を挙げる。

しかし同最 3 小判は「言論の応酬」などという概念はひと言も述べていないのであり、これを「言論の応酬」に関する判例だとするのは被告の独自の見解である。

- 2 そもそも「言論の応酬」とは非法律概念であり、被告が恣意的に持ち出してきた文言に過ぎない。

では上記最 3 小判はいかなる場合に関する判例なのかと言うと、名誉毀損が「自己の正当な利益を擁護するためやむをえず」行なわれた場合に関する判例である。

つまり、「自己の正当な利益」を擁護するためのものでなければならない。

そして、ここでいう「自己の正当な利益」とは、正当防衛の条項における「権利又は法律上保護される利益」(民法 720 条 1 項)と同義であると解される。上記最 3 小判の事案も、著作権を侵害された者による名誉毀損行為を免責したものであり、同事案における「自己の正当な利益」は著作権だったのである。

したがって、被告が上記最 3 小判の規範を自己に有利に用いたのであれば、ただ主観的に“言論の応酬があった”と言っても意味がないのであり、被告の「正当な利益」即ち「権利又は法律上保護される利益」(民法 720 条 1 項)が原告によって先に侵害されていたことを主張立証しなければならないのである。

3 しかるところ、被告の主張（29～30頁）によれば、
「政党にとって綱領の内容を堅持し規約の内容および規約に基づく運営を守ること」

が「自己の正当な利益」だなどという独自の見解を述べているのであり、これが「自己の正当な利益」にも「権利又は法律上保護される利益」（民法720条1項）にもあたらないことは明らかである。

つまり、本件に上記最3小判が適用される余地はないということである。

被告は、上記最3小判の規範を用いたいのであれば、原告が問題としている被告による個々の名誉毀損行為につき、それに先だって被告の「正当な利益」即ち「権利又は法律上保護される利益」（民法720条1項）が原告によって侵害されたことを、個別に明らかにする必要があるのである。

三 同(4) (30頁に対して)

以上述べてきたところから、ここにおける被告の主張が失当であることも明らかであろう。

被告はここで、

「言論の応酬の内容と経緯の全体をよく確認把握」

しろとか、

「全体を一体として…評価」

しろと言うが、そもそも「言論の応酬」なる要件は被告が勝手に措定しているだけであって本来存在しないものであるし、また、「全体」を把握して評価しろなどという、判断を裁判所の腹一つに委ねるような解釈は、上記最3小判からは全く導き出されないのである。

ことは表現の自由に関わるのであるから、裁判所による「全体」的な評価などという判断手法が肯定される余地はなく、名誉毀損の成否は、各個の名誉毀損行為につき個別に判断される必要があるのである。

第三 同3（30～33頁）に対して

（以下では、原告が訴え変更の申立書5頁のi～iiiで主張する事実摘示を、順に「摘示事実i」～「摘示事実iii」または単に「i」～「iii」という。

また、記事の該当部分を指し示すにあたり、訴え変更の申立書3～4頁の①～⑬の付番を利用する。）

一 摘示事実iについて

被告は、準備書面（2）の31頁で、摘示事実iのような事実摘示はしていないとした上で、一般読者は、

「党規約と党綱領に反すると被告が厳しく批判した」

という批判的評価として読むという。

甲6の2の記事が、原告による「党首公選制」等の主張につき批判的評価をしていることは争わないが、同記事はそのような評価のみならずiの事実を摘示している、というのが原告の主張である。

以下詳述する。

1 「悪意」との摘示について

甲6の2の記事は、⑬において、原告につき、

「『善意の改革者』を装ってい〔る〕」

と書いている。

(一) これはまず、「善意」を「装ってい〔る〕」と言うのであるから、本当は善意ではなく“悪意”であると言っているにほかならない。

(二) しかもその“本当は悪意である”ということにつき、“原告が善意を装っている”という書き方をしているのである。

「装ってい〔る〕」との書きぶりは、ただ単に

“原告の内心は悪意である”

ことを示すのみならず、

“原告自身がその悪意を外に見せないようにしている”

ことをも示している。

つまり甲6の2の記事は、原告が自身の“悪意”という心的状態を自身で認識しながらそれをコントロールして外に見せないようにしている、と言うことまで言い切っているにほかならない。

これは即ち、原告の心的状態を被告が第三者の立場から“悪意だ”と評価しているのではなく、原告の内心につき、事実の問題として、「善意」ではなく「悪意」を抱えていると摘示しているに他ならない。

2 「敵対的な行為」が「悪意」に基づくとの摘示について

- (一) まず銘記されるべきことは、原告のふるまいにつき、甲6の2の記事が、それを「攻撃」であると別紙の赤字のとおり16回も繰り返している点である。

(なお、別紙の9番目と10番目に登場する「攻撃」の文言は、鈴木元氏の書籍についての言及であるが、甲6の2の記事はそのような書籍の公刊に原告が歩調を合わせたことを問題にしているので、結局これらも原告のふるまいについての言及だといえる)。

「攻撃」という言葉遣いが、故意・意図に基づいて行なわれる場合の言葉遣いであることは言うまでもなく、甲6の2の記事は、原告の振る舞いにつきかように、故意・意図に基づいて攻撃・非難をしていると終始述べているのである。

そしてそこでいう故意・意図に基づく攻撃・非難をしている原告が内心に「悪意」を抱えていると摘示していることは1(4頁)で述べたとおりである。

- (二) そして、甲6の2の記事は、原告につき、
「党規約と党綱領に対する攻撃を開始した」(③)

と言い、その「攻撃」の内容として、

- a 「『党首公選制』なる党規約と相いれない主張を公然と行」ったこと
(④)、
- b 「党首選出方法や党運営について、『党内に存在する異論を可視化するようになっていない』、『国民の目から見ると、共産党は異論のない(あるいはそれを許さない)政党だとみなされる』などと攻撃したこと」
(④)
- c 「党の安保・自衛隊政策に対して、『野党共闘の障害になっている』『あまりにご都合主義』などと攻撃したこと」 (⑤)

を挙げ、これらにつき、

「わが党にたいする不当な攻撃を公然と行う」 (⑥)

ものであるとした上で、そのような行為を、

「『…党に敵対する行為はおこなわない』(規約第5条2項)などに反する重大な規律違反であることはあまりにも明らか」 (⑥)

であると断じているのである。

かように甲6の2の記事は、原告の上記a～cの行為を「攻撃」即ち、上記(一)(5頁)のとおり故意・意図に基づいた攻撃・非難であるとしたうえで、それを「敵対的な行為」であると断じており、そしてここでいう故意・意図に基づく攻撃・非難をしている原告が内心に「悪意」を抱えていると摘示していることは1のとおりである。

かかる次第であり、甲6の2の記事は、原告の行為をただ「敵対的な行為」であると言っているのではなく、その「敵対的な行為」が、悪意に基づいていると摘示しているのである。

二 摘示事実iiについて

被告はこの部分につき、原告に対する批判的評価をしたものだという(31

頁)。

甲6の2の記事が、原告に対する批判的評価をしていることは争わないが、同記事はそれに止まらずiiの事実を摘示している、というのが原告の主張である。

甲6の2の記事は、原告が鈴木氏の書籍と出版の時期を同じ時期にしようとしたことにつき、“分派活動”にあたるとの規約違反該当性をただ論じているのではなく、そのことが

「党攻撃のための分派活動」 (⑨)

であると言い、また、

「党内に分派をつくって党を攻撃すること」 (⑩)

だと言っている。

「攻撃」という言葉遣いが、故意・意図に基づいて行なわれる場合の言葉遣いであることは一2(一)(5頁)で述べた通りであり、つまり甲6の2の記事は、原告が故意・意図をもってあえて分派活動を行なっていると言っているわけである。

これを換言すれば、甲6の2の記事は、
“原告が分派活動をしようとして分派活動をしている”
と言っているにほかならない。

決して、原告の振る舞いについて被告が“分派活動にあたる”と評価するに止まっているのではないのである。

よってこの記事は、原告が鈴木氏の書籍と出版の時期を同じにしようとしたことが、分派作りの動機・目的に基づいているとの事実を摘示しているのである。

三 摘示事実iiiについて

被告はこの部分につき、被告が「攻撃」と受け止め、反撃を宣言したものだ

と言う（31～32頁）。

被告が原告のふるまいを「攻撃」と受け止めていることを原告は争わないが、甲6の2の記事は、それに止まらずiiiの事実を摘示している。

1 甲6の2の記事は、原告が

「党内に自らの同調者をつのることを宣言」（⑫）

したと言ひ、そのことをもって、

「攻撃とかく乱の宣言」（⑬）

だと言っているのである。

「宣言」という言葉遣いも、故意・意図に基づいて行なわれる場合の言葉遣いであることは容易に理解されよう。例えば、“早起きの宣言”とは、自分が早起きすることをあえて自ら対外的に宣明する行為を意味するものである。

即ち甲6の2の記事は、原告が自身の同調者をつのることにつき、あえて故意・意図をもって党を攻撃するものであり、かつ、あえて故意・意図をもって党をかく乱するものだと言っているのである。

換言すれば、甲6の2の記事は、

“原告が、党を攻撃しようとして党を攻撃し、かつ、党をかく乱させようとして党をかく乱している”

と言っているに他ならない。

2 また、被告自身、原告の「攻撃」に対して「反撃を宣言した」（31頁最終行）と言っているとおり、被告が、原告との関係を、“攻撃”と“反撃”の関係、即ち、敵と味方の関係に置いていることは明らかであるし、加えて、被告が、党に対する「攻撃」を“敵対的行為”だと断じていることは⑥のとおりである。

加えて、「『善意の改革者』を装っています」（⑬）との記載が、原告が内心につき「悪意」を抱えているとの事実摘示であることは一1（4頁）の

とおりである。

かかる次第であり、甲6の2の記事が⑬において、原告につき「攻撃」を「宣言」したと言っていることの意味は、原告が同調者を募ることを、悪意に基づく敵対的行為として行なっていると言っているにほかならないのである。

- 3 そして、「かく乱の宣言」との文言が、あえて故意・意図をもって党をかく乱するものだと言っていることは1（8頁）で述べたとおりであり、したがって⑬の記述は、同調者を募る原告の行為につき、党をかく乱させるという動機・目的に基づいているとの事実をも摘示しているといえるのである。

四 同項ウ（32～33頁）に対して

被告はここで、「悪意」「動機・目的」は、被告の批判であって事実の摘示ではないと言う。

しかし、甲6の2の記事において原告が問題にしている「悪意」も「動機・目的」も、いずれも事実の摘示である。

ここで注意すべきは、「悪意」や「動機・目的」という言葉のみを見てその言葉が“事実”を示す言葉なのか“評価”を示す言葉なのかを判断することはできない、ということである。

言葉の意味の解釈は、文脈と内容を見なければならない。

即ち、検討されるべきは、甲6の2の記事の文脈・内容において、それが、原告に関わる事実として摘示されているのか、それとも被告による評価として摘示されているのかの解釈（一般読者の普通の注意と読み方に照らした解釈）である。

- 1 「悪意」との摘示については、一1(二)（4頁）で述べたとおり、甲6の2の記事は、原告の心的状態を被告が第三者の立場から“悪意だ”と評価しているのではなく、原告の内心につき、事実の問題として、「善意」ではなく

「悪意」を抱えていると摘示しているに他ならない。

念のため付言するに、個人の内心の状態は、事実には属する場合もあれば、評価には属する場合もある。

例えば、甲がコンビニエンスストアにガムを買いに行くという例で言えば、入店時における甲の内心は、“ガムを買う”という意思・意図・計画・目的を有した状態にあるが、そのような甲の内心の状態は、事実の問題であって評価の問題ではない。

他方、甲がある映画を観た後、内心において“感動した”と感じた場合、甲のその内心は評価には属するものであろう。

2 「動機・目的」は、摘示事実 ii・iii に関わる問題であるが、この点は、二（6頁）と三1（8頁）で述べた通りである。

即ち、甲6の2の記事は、

- ・ 原告が分派活動をしようとして分派活動をしている
- ・ 原告が党をかく乱させようとして党をかく乱している

と言っているのであり、これは、原告が内心においてかような動機・目的を有しているとの事実を摘示しているに他ならないのである。

換言すれば、甲6の2の記事は、

- ・ 原告の行為は分派活動にあたる

とか

- ・ 原告の行為によって党がかく乱させられた

と被告が評価するに止まっているのではない、ということである。

第四 同4（33頁）に対して

一 総論

被告はここで、甲6の3の記事につき、原告の主張するような事実摘示はなく、被告の意見・論評であると言うが、かかる主張が失当であることは、第三

(4頁以下)で述べたところから明らかであろう。

以下、詳述する。

(以下では、記事の該当部分を指し示すにあたり、訴え変更の申立書5～6頁の①～⑤の付番を利用する。)

二 各論

- 1 まず、「“善意の改革者”を装っていますが」(②)との記載については、第三の一1(二)(4頁)で述べたところと同様の説明が妥当する。

即ち、“原告が善意の改革者を装っている”との書きぶりは、ただ単に“原告の内心は悪意である”

ことを示すのみならず、

“原告自身はその悪意を外に見せないようにしている”

ことをも示している。

つまり甲6の3の記事の上記①の部分は、原告が自身の“悪意”という心的状態を自身でコントロールして外に見せないようにしている、ということまで言い切っているのである。

つまり、原告の心的状態を被告が第三者の立場から“悪意だ”と評価しているのではなく、原告の内心につき、事実の問題として、「善意」ではなく「悪意」を抱えていると摘示しているに他ならないのである。

- 2 また、甲6の3の記事は、原告が、自身に対する除名処分への反対意見の表明を呼びかけたことにつき、

「党大会のかく乱を企図し」(④)

ていると言う。

「かく乱」を「企図」しているということは、原告自身が「かく乱」する意図を持っていると言っているわけであり、よって、甲6の3の記事は、原告による反対意見の表明の呼びかけが、かく乱の動機・目的に基づいている

と言っているに他ならない。

そして、動機・目的においてかく乱を企図しているという原告の内心の状態が、事実の問題であって評価の問題でないことは、第三の四1（9頁）のガムの購入の例で述べたとおりである。

3 更に、甲6の3の記事は、

「党大会のかく乱を企図し…分派を作るための活動をはじめたことを告白した」（④）

と言っているところ、「かく乱を企図し」で「分派を作るための活動を始めた」と言うのであるから、“分派作り”も原告の企図したものであり、即ち原告の動機・目的に基づいたものであると言っているにほかならない。

そして、分派作りの動機・目的を有しているという原告の内心の状態が、事実の問題であって評価の問題でないことは、上述のガムの購入の例で述べたとおりである。

第五 同5（33～34頁）に対して

一 総論

被告はここで、甲6の5の記事につき、原告の主張するような事実摘示はなく、被告の意見・論評であると言うが、失当である。

以下、詳述する。

（以下では、記事の該当部分を指し示すにあたり、訴え変更の申立書7頁の①～⑥の付番を利用する。）

二 各論

1 被告は、(2)の第2段落（34頁）で、

「『策動』という言葉は…『ひそかに』行う場合に限定されない」と言う。

しかしそもそも、“策動という言葉が『ひそかに』行なう場合に限定されるか否か”などという問題は本件の帰趨とは関係がない。

また被告は、同段落で、

「『ひそかに』行っていることを批判するものではない」

とも言うが、原告は、「ひそかに」行なっていることを批判するものだなどと主張してもいないのであり、これもまた本件とは無関係である。

要するに、第2段落における被告の主張は本件には悉く無関係である。

- 2 却って第2段落で被告は、「策動」という文言が、「策略をめぐらして行動すること」という意味であるとしている。

即ち、甲6の5の記事は、

「現在の党指導部の方針に反対していたとしても、必ずしも明確に反対すると言わないやりかたもある」 (⑤)

と原告が述べたことについて、「党大会かく乱策動」 (①) だと断じているのであるが、この「策動」は、被告によれば「策略をめぐらして行動すること」だと言うのであるから、原告による上記発言は、原告が「党大会」を「かく乱」させるために「策略をめぐらし」て行なったものだと言っているに他ならない。

ということは、甲6の5の記事は、原告が、自身の除名処分を覆すための活動につき、党大会を混乱させること自体を目的としていると言っているに他ならず、かかる事実が摘示されていると言わざるを得ないのである。

- 3 なお、書面の34頁の最下段で被告は、「目的」を事実摘示だと主張することは誤りだと言うが、かかる主張こそ誤っていることは、第三の四(9頁)で述べた通りである。

以 上

党攻撃とかく乱の宣言

——松竹伸幸氏の言動について

書記局次長 土井洋彦

京都南地区常任委員会から除名処分を受けた松竹伸幸氏が6日、日本記者クラブで「会見」しました。その内容は、日本共産党に対する**攻撃**・かく乱者としての姿をあらわにするものとなっています。

問題は規約と綱領への**攻撃**を開始したことにある

まず明確にしておきたいことは、メディア各社は、「会見」での松竹氏の発言をひいて、「『党首公選』提唱党員を除名」（「読売」7日付）などと報じていますが、松竹氏の除名処分は、「党首公選制」という意見を持ったことによるものではないということです。党京都南地区委員会常任委員会と京都府委員会常任委員会の発表文「松竹伸幸氏の除名処分について」（「しんぶん赤旗」7日付）がくわしくのべているように、自らの意見を、党規約が定めたルールに基づいて表明するということを一度もしないまま、突然、党規約と党綱領に対する**攻撃**を開始したことを、問題にしているのです。

——「党首公選制」なる党規約と相いれない主張を公然と行うとともに、それと一体に、党規約にもとづく党首選出方法や党運営について、「党内に存在する異論を可視化するようにしていない」、「国民の目から見ると、共産党は異論のない（あるいはそれを許さない）政党だとみなされる」などと**攻撃**したこと。

——日米安保条約廃棄、自衛隊の段階的解消の方針など、党綱領と、綱領にもとづく党の安保・自衛隊政策に対して「野党共闘の障害になっている」「あまりにご都合主義」などと**攻撃**したこと。

こうしたわが党にたいする不当な**攻撃**を公然と行うことは、「党の統一と団結に努力し、党に敵対する行為はおこなわない」（規約第5条2項）などに反する重大な規律違反であることは、あまりにも明らかです。

分派活動について一切の弁明ができず

さらに重大なことは、松竹氏が、党**攻撃**のための分派活動を行ったことです。松竹氏は、「分派活動の実質がない」と弁明していますが、事実は明瞭です。

松竹氏自身が『週刊文春』1月26日号で、日本共産党に対して「およそ近代政党とは言い難い『個人独裁』的党運営」などと**攻撃**を書き連ねた鈴木元氏の本（1月発行）につ

いて、「本当は春ごろに出すつもりだったのですが、『同じ時期に出た方が話題になりますよ』と言って、鈴木氏には無理をして早めに書き上げていただいた」とのべています。党の聞き取りに対して、この本の「中身は知っていた」と認めています。これらは、鈴木元氏の本の内容が党**攻撃**であることを知りながら、その発刊を督促したことを自ら明らかにしたものです。この行為が、党**攻撃**のための分派活動にあたることは当然です。

松竹氏の「会見」では、肝心の鈴木氏との関係についてはまったく触れないまま、出版それ自体が除名処分の対象になったかのようにのべています。しかし、「発表文」をみればわかるように、分派活動と批判しているのは、出版それ自体ではなく、鈴木氏との関係です。この問題については、松竹氏は一切の弁明ができないでいます。

党内に分派をつくって党を**攻撃**することは、「党内に派閥・分派はつぐらない」（規約第3条4項）に反する重大な規律違反です。

このように松竹氏に対する除名処分は、彼があれこれの主張を持っているからではなく、党規約を踏みにじて党を**攻撃**したことによるものです。わが党が、党規約にもとづき、こうした**攻撃**から党を守ることは、憲法21条に保障された「結社の自由」——「政党に対しては、高度の自主性と自律性を与えて自主的に組織運営をなしうる自由」（1988年12月20日、最高裁判決）にもとづく当然の権利です。

党内に自らの同調者をつのると言い放つ

松竹氏の「会見」できわめて重大なことは、彼が、自らの除名処分を「不服」として党大会に「再審査」を求めるとし、それを実行するために、党内に自らの同調者をつのることを宣言していることです。松竹氏は、「まわりの共産黨員」から「いろんなメッセージがきている」とのべ、次のように言い放っています。

「私がいいたいのは、（離党について）いや早まるなど、ぜひ党にとどまって来年1月の党大会に代議員として出て、そのとき除名には反対だという意思を表示してほしい。同時にそこで党首公選も一緒に議決したらいい。私としてはこれから1年近くあるわけですから、全国の黨員に呼びかけていきたい。そのためにこの1年を全力でたたかいぬきたい」

これは、まさに党内に松竹氏に同調する分派をつくるという**攻撃**とかく乱の宣言にほかなりません。松竹氏は、日本共産党に対する「善意の改革者」を装っていますが、その正体が何であるかを自ら告白したものといえましよう。

日本共産党は、こうした**攻撃**を断固としてはねのけ、前進するものです。